

「ひめボス宣言事業所」 リスタート！

愛媛県は人口減少対策、女性活躍、
仕事と家庭の両立支援に本気で取り組むため、
愛媛県版イクボス「ひめボス宣言事業所」と
「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」の認証を統合。
新制度をスタートします。



Q & A

Q1 ひめボス宣言事業所ですが、新たな手続きが必要ですか？

A1 令和5年4月以降は、新しい「ひめボス宣言事業所」になりますが、令和8年3月31日までに基本認証申請要件を満たしていただく必要があります。

Q2 ひめボス事業所plus、ひめボス事業所plus+の認定を受けていますが、奨励金を受けることはできますか？

A2 新しい「ひめボス宣言事業所」の基本認証を受けたうえで、実績を上げる必要があります。

Q3 えひめ仕事と家庭の両立応援企業は、ひめボス宣言事業所になれますか？

A3 令和5年4月以降は、新しい「ひめボス宣言事業所」になりますが、一般事業主行動計画策定満了日または令和8年3月31日までに基本認証申請要件を満たしていただく必要があります。



愛媛県ひめボス
問合せ窓口

愛媛県 ひめボス 奨励金 🔍

himeboss@pref.ehime.lg.jp

※上記問合せ窓口は、令和5年6月末までの予定です。問合せ窓口が変更になりましたら、愛媛県のホームページでお知らせします。



新しい
「ひめボス宣言事業所」
はじまります

愛媛県はやるけん！

女性活躍推進 × 仕事と家庭の両立支援 本気で応援。



新しい「ひめボス宣言事業所」認証制度はじまります



ひめボス宣言事業所 スーパー プレミアム (上位認証)

1～4の要件を2つ以上(30人以上の企業は3つ以上)、5及び6の要件は必須。

上位認証申請要件

1	女性労働者の割合が国の定める平均値※以上
2	女性労働者の平均勤続年数が国の定める平均値※以上
3	女性の非正規から正社員への転換実績 または過去に在籍した女性の正社員再雇用実績
4	女性管理職の割合が国の定める平均値※以上

5	女性労働者の就業継続率80%以上
6	男性労働者の育休取得率100%

認証に対する奨励金 **100** 万円

(常時雇用する従業員300人以下の企業が奨励金支給対象)

※国の定める平均値:女性活躍推進法に関する厚生労働省通知で定める産業ごとの平均値
※認証は、要件達成のほか県の審査により決定します。



ひめボス 宣言事業所 (基本認証)

1～4の要件をすべて満たすこと

基本認証申請要件

1	宣言書へ署名
2	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定
3	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定
4	育児・介護に関する法に基づく規定やハラスメント規定の整備

実績に対する奨励金 **20** 万円

(常時雇用する従業員300人以下の企業が奨励金支給対象)

※原則奨励金メニューの女性活躍推進(A,B)から1つ以上、仕事と家庭の両立支援推進(C,D,E)から1つ以上達成。

※奨励金支給は、要件達成のほか県の審査により決定します。

	女性活躍推進	実績
A	出産育児等で退職した女性の再雇用	再雇用後6か月以上就労
B	職場環境の整備 ●女性更衣室や休憩室、トイレの整備 ●女性従業員が少ない事業所における女性採用説明会の開催 ●スキルアップや学び直しに関する制度の創設など (従業員の研修・大学院、資格取得等の費用助成等)	女性採用増加、スキルアップ等の活用実績

	仕事と家庭の両立支援推進	実績
C	男性従業員育休取得日数増加	通算1か月以上取得
D	男性従業員育休取得率向上	男性育休取得率100%
E	法定以上(小3まで)の仕事と育児の両立支援措置整備	制度利用実績

